

企業局事業見直し実行計画

平成15年6月

福島県行財政改革推進本部

目 次

	頁
工業用水道事業	1
電気事業	4
地域開発事業	5
公営企業資産活用事業	9

事業名	工業用水道事業
------------	---------

基本的方向及び論点を踏まえた改革目標
<p>【目標 1】 平成 15 年度から 20 年度までを経営改善集中実施期間とし、その確実な実行を期すとともに、より効率的な事業運営のため、一層の外部委託（アウトソーシング）を推進する。また、地方自治法の改正を踏まえ全面的な管理委託など民間的経営手法の推進を検討する。</p> <p>【目標 2】 原町・好間工業用水道については、原町市、いわき市との覚書に基づき速やかな譲渡を図る。</p> <p>【目標 3】 相馬・好間工業用水道の未売水の解消を図る。</p> <p>【目標 4】 老朽化施設の今後見込まれる大規模改修に適正に対応する。</p> <p>【目標 5】 工業用水道料金体系のあり方について有識者、ユーザーを交えた研究会を設置し検討する。</p>

改革工程表

【目標 1 についての具体的な工程表】 - 効率的な事業運営のための外部委託（アウトソーシング）の一層の推進。

実施項目	具体的措置	実行年度	関係機関	備考
1 委託形態の検討	県が直営で実施している業務のうち外部委託すべき業務を整理し、いつから実施するかを検討する。	15 年度		
2 一層の外部委託の実施	(1) 効率的な経営のため、直営で実施している巡視業務（管路・ポンプ場巡視）や監視業務等を段階的に民間へ委託するとともに、すでに外部委託を行っている業務については順次集約発注を進める。 (2) 上記業務に見合った職員の適正配置を図る。	15 年度 、 20 年度		
3 全面的な管理委託の検討・実施	地方自治法の改正を踏まえ、全面的な管理委託（施設・設備の維持管理、運転管理	15 年度 、		

及び料金徴収事務等)の導入を図る。

【目標2についての具体的な工程表】 - 原町・好間工業用水道の原町市、いわき市への譲渡実施
 (両市と県との譲渡に関する覚書は、当時の企画開発部及び企画調整部で締結され、それぞれ現商工労働部に引き継がれている。そのため、企業局は所管部の商工労働部と連携しながら、積極的に事務を進めていく。)

実施項目	具体的措置	実行年度	関係機関	備考
1 譲渡にあたっての問題点の抽出	譲渡にあたって考えられる問題点を抽出するとともに、その解決策を検討する。	14年度 1	商工労働部 外	
2 譲渡条件等の決定	両工業用水道の問題点を踏まえ、それぞれの譲渡条件等を決定する。 原町工業用水道 好間工業用水道	15年度 17年度	〃	
3 原町、いわき両市との協議	原町、いわき両市と譲渡に関する具体的な協議をする。	15年度 1	〃	
4 譲渡の実施	原町市、いわき市と右記年度を目途に譲渡契約を締結し、譲渡を実施する。 原町工業用水道 好間工業用水道	16年度 (目途) 18年度 (目途)	〃	

【目標3についての具体的な工程表】 - 相馬・好間工業用水道の未売水の解消

実施項目	具体的措置	実行年度	関係機関	備考
1 新たな需要開拓の推進	(1) 関係機関と連携し工業用水利用型企業の立地促進に努める。 (2) 雑用水の利用による需要開拓を図る。 (3) 相馬中核工業団地への企業進出の遅れによる未売水については広域的な活用を推進する。	15年度 1	商工労働部、県外事務所等 企画調整部	
2 工業用水以外の他用途への転用の検討	相馬・好間工業用水道において、新たな工業用水の需要が見込めない場合は、関係機関と他用途への転用を検討する。	15年度 1	企画調整部、土木部等	

【目標 4 についての具体的な工程表】－ 老朽化施設の大規模改修への適正な対応

実施項目	具体的措置	実行年度	関係機関	備考
老朽化施設の大規模改修の計画的な実施	老朽化施設の大規模改修については、適正な料金設定など必要な財源確保を図りながら計画的に実施する。	15年度 16年度		

【目標 5 についての具体的な工程表】－ 工業用水道料金体系のあり方の検討と県民等に対する説明責任（アカウンタビリティ）の履行。

実施項目	具体的措置	実行年度	関係機関	備考
1 工業用水道料金体系のあり方の検討	有識者、ユーザーを交え、工業用水道料金体系のあり方を検討するための研究会を設置し、今後の料金改定に資する。	15年度 16年度 17年度		
2 経営の透明性の向上を図り県民等への説明責任を果たす	工業用水道事業の経営等の関する幅広い情報をホームページに掲載すること等により、積極的に情報提供を行う。	15年度 16年度		

進 行 管 理 体 制

外部委託（アウトソーシング）の推進にあたっては、企業局内（経営管理 G、業務管理 G）、各事業所の連携のもとに定期的に検討を行い進行管理する。

他の部局に関連した項目は、庁内の連絡・調整を密にして進行を管理する。

事業名	電気事業
------------	------

基本的方向及び論点を踏まえた改革目標

【目標 1】

民間への事業譲渡を適正かつ迅速に進める。

改革工程表

【目標 1 についての具体的な工程表】 - 民間への事業譲渡の実施

実施項目	具体的措置	実行年度	関係機関	備考
1 推進体制の整備	企業局内に電気事業の譲渡を円滑かつ迅速に実施するためのプロジェクトチームを設置する。	15年度		
2 譲渡の具体的な進め方及び課題点の整理	民間への事業譲渡にあたっての課題を整理し、譲渡を進めるための作業を行う。 (1) 譲渡手法 (2) 譲渡条件（譲渡価格、譲渡時期、一括譲渡等） (3) 課題 ・企業債の繰上償還 ・補助金の返還 ・借入金の返還	15年度		
3 譲渡の実施	右記年度を目途に譲渡先と契約を締結のうえ譲渡を実施する。	16年度 (目途)		

進行管理体制

企業局内に、電気事業施設の譲渡を円滑かつ適正に進めるための推進体制（経営管理グループ・業務管理グループ）を整備し適宜進行を管理する。

事業名	地域開発事業
-----	--------

基本的方向及び論点を踏まえた改革目標
<p>【目標 1】 造成済未分譲地を 5 カ年で完売することを目標に早期分譲を推進する。</p> <p>【目標 2】 用地取得済の「工業の森・新白河 A B 工区」は工業団地に限定せず、その有効活用について、多角的な観点から検討を進める。</p> <p>【目標 3】 今後、造成済未分譲地を 5 カ年で完売しても、多額の資金不足が見込まれることから、企業債償還財源については、地域開発事業の遊休資産の処分等により対応するが、財源確保が更に必要な場合は、その方策を検討する。</p>

改 革 工 程 表

<p>【目標 1 についての具体的な工程表】 - 造成済未分譲地の早期分譲</p>

実施項目	具体的措置	実行年度	関係機関	備 考
1 販売戦略の見直し 工業団地（田村西部、新白河 C 工区）	(1) 誘致対象業種等の見直し これまでは加工組立型を主な導入業種と位置づけ取り組んできたが、首都圏との近接性や高速交通体系に恵まれた地域特性を活かし、以下の業種等に重点的に取り組む。 ア 消費地近接型で、国内での需要が見込まれる食料品・飲料品等地方資源型の業種。 イ 輸送時間の短縮等物流効率化を必要とする運輸・倉庫業。 ウ 創業後の経営成績が良好で今後の事業拡張が期待できる企業。 環境共生型、資源循環型の社会ニーズに応えるリサイクル関連の製造業等今後立地が見込める産業にも視野を拡げて取り組む。 県内には医療機器関連企業等が集	15 年度 19 年度	商工労働部 県外事務所 白河市 三春町 船引町	

	<p>積していることから、医療・福祉関連分野に対する働きかけを強化する。</p> <p>(2) 域内企業の誘致 これまで、県外事務所を中心として情報収集に努めてきたが、立地地域の選定にあたり「関連企業への近接性」「自社事業所、工場との近接性」が大きな要素となっていることから、域内企業の誘致活動を強める。</p> <p>(3) 学術研究機関との連携強化 ハイテクプラザ等の産業支援機関や会津大学等の高等教育機関との連携により、立地後の研究開発支援を強くアピールした企業誘致活動に取り組む。</p>			
ビジネスパーク	<p>情報処理等の本社機能、研究所や研修所等の業務に加え、地域住民の生活支援サービスの機能を持つ医療、介護・福祉、健康、教育等の業種にも視野を拡げて取り組む。</p>	<p>15年度 19年度</p>	<p>県外事務所 白河市</p>	
ライフパーク	<p>(1) 魅力ある住環境づくり 「住民が安心してゆとりある生活がもてる街づくり」を促進するため、隣接する医療施設や文化学習施設等との連携を図る。</p> <p>(2) 首都圏向け販売の強化 近隣住民への販売に加え、首都圏在住者に対し近接性や豊かな自然環境をアピールし、販売を強化する。</p> <p>(3) ハウスメーカーとの連携強化 ハウスメーカー等に働きかけ、売り建て販売（建築条件付き販売）区画の導入を行うとともに、ユニバーサルデザインに配慮した住宅建設を促進する。</p>	<p>15年度 19年度</p>	<p>白河市 （東京事務所）</p>	
2 販売体制の強化 工業団地、ビジネスパーク	<p>(1) トップセールスによる販売推進を図る。</p>	<p>15年度 </p>	<p>県関係機関</p>	

	<p>(2) 関係市町・地元経済団体等との連携を強化し、各市町長等のネットワークを活かして販売推進を図る。</p> <p>(3) 域内企業に対する販売推進や情報収集活動（取引先企業や移転計画等）を強化するため白河駐在員を配置する。</p> <p>(4) 県外事務所と一体となった誘致活動を強化するとともに、業種の態様に応じ県関係部との連携を図り、企業誘致活動に取り組む。</p> <p>(5) 工場立地手続きや操業環境周辺整備など、庁内関係機関と連携して、ワンストップサービスによる早期立地支援の体制を整備する。</p>	19年度	県外事務所 白河市 三春町 船引町	H15.4.1より 1名配置
ライフパーク	<p>(1) 一般県民を対象に、成功報酬を支払う「分譲紹介制度」を導入し、幅広いPRを行う。</p> <p>(2) 売り建て販売（建築条件付き販売）区画の分譲を促すため、ハウスメーカー等に対する働きかけを強化する。</p> <p>(3) 白河駐在員による周辺市町村や隣接県在住者に対する分譲活動を行う。</p>	15年度 、 19年度	白河市	平成15年度より導入

【目標2についての具体的な工程表】- 「工業の森・新白河A B工区」の有効活用策の検討

実施項目	具体的措置	実行年度	関係機関	備考
取得済用地「工業の森・新白河A B工区」を有効活用する方法の検討	<p>工業団地としての利用に限定せず、土地の利用策を検討する。（局内、庁内、白河市）</p> <p>検討に当たっては、産業用地のみならず、環境関連など、公共・公益に寄与できる幅広い利用方法を検討する。</p>	15年度 、 19年度	県関係機関 白河市	

【目標3についての具体的な工程表】 - 企業債償還財源の確保

実施項目	具体的措置	実行年度	関係機関	備考
<p>完売しても不足する 企業債償還財源の確保対策の検討</p>	<p>(1) 遊休資産の処分により財源確保を行うことを前提に、その処分策を検討し可能なものから実施する。 ライフパークに隣接する「国道294号線予定地」の処分 ビジネスパークに隣接する「南側業務用地」の処分 「工業の森・新白河A B工区」の処分</p> <p>(2) 以上の策を講じてもおお企業債償還財源が不足する場合に、財源の確保策を検討する。</p>	<p>15年度 、 19年度</p>	<p>県関係機関</p>	

進 行 管 理 体 制

目標1について、分譲実績に基づく毎年度の分譲目標の見直し(ローリング)を行う。

事業名	公営企業資産活用事業
------------	-------------------

基本的方向及び論点を踏まえた改革目標

【目標1】
 新たな事業の取り組みを含めた企業局の「今後の事業経営の方向性」を踏まえて、事業のあり方を検討する。

改革工程表

【目標1についての具体的な工程表】 - 今後の事業のあり方の検討

実施項目	具体的措置	実行年度	関係機関	備考
今後の事業のあり方の検討	企業局見直し検討会の中で外部有識者等からの意見を聴取しながら、新たな事業の取り組みを含めた今後の事業経営の方向性を検討のうえ決定する。	15年度	全庁各部署	

進行管理体制